第四　その他移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し必要な事項

一　関係者の連携

国、地方公共団体、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者、臍帯血供給事業者、造血幹細胞提供支援機関及び医療関係者は、場合に応じてボランティア等の協力も得つつ、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、相互に連携を図りながら協力する。

二　造血幹細胞提供関係事業者及び造血幹細胞提供支援機関の安定的な事業運営の確保

移植に用いる造血幹細胞のあっせん等を行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者（以下「造血幹細胞提供関係事業者」という。）は、非血縁者間での造血幹細胞移植を実施する上で必要不可欠なものである。

また、造血幹細胞提供支援機関は、次の業務を担い、移植に用いる造血幹細胞の提供において重要な役割を果たすものである。

1　骨髄、末梢血幹細胞のドナー登録のほか、造血幹細胞提供関係事業者に必要な協力を行うこと。

2　造血幹細胞提供関係事業者の事業について必要な連絡調整を行うこと。

3　移植に用いる造血幹細胞に関する情報を一元的に管理し、造血幹細胞移植を行おうとする医師等に提供すること。

4　移植に用いる造血幹細胞の提供に関する普及啓発を行うこと。

造血幹細胞提供関係事業者及び造血幹細胞提供支援機関は、移植に用いる造血幹細胞の提供において中核的な役割を果たすものであり、造血幹細胞移植を必要とする者が造血幹細胞移植を受ける機会を十分に確保するためには、造血幹細胞提供関係事業者及び造血幹細胞提供支援機関の安定的な事業運営が必要であることから、国は法に基づき必要な措置を講じるほか、必要な助言、指導その他の援助を行う。

三　造血幹細胞のドナーの保護

移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血幹細胞の採取に当たっては、ドナーの身体的な負担を伴うことから、ドナーの健康の保護のための措置が図られることが必要である。そのため、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者は、骨髄、末梢血幹細胞の提供は任意によるものであることや骨髄、末梢血幹細胞の採取の意義、リスクについてドナーに対して十分に説明し、書面により最終的な同意を得る。また、採取前及び採取後に健康診断を実施する等ドナーの健康の保護のための措置を講じるとともに、万が一、骨髄又は末梢血幹細胞の採取に伴って健康被害が生じた場合における補償の措置を講ずる。

また、臍帯血供給事業者は、移植に用いる臍帯血の採取に当たって、提供する母体や新生児に影響が及ぶことがないよう必要な措置を講ずる。

四　造血幹細胞移植を受ける患者の経済的負担の軽減

造血幹細胞移植を必要とする者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるよう、国は、造血幹細胞提供関係事業者が行う低所得者に対する患者負担金の減免の取組を支援する。

五　研究開発の促進

国は、造血幹細胞移植の治療成績と安全性の向上のための研究やそのための基盤整備を促進するほか、臨床応用を念頭に置いた造血幹細胞の基礎研究や造血幹細胞移植の適応疾患について移植以外の治療の選択肢を広げるための研究開発を促進する。

臍帯血供給事業者は、臍帯血供給業務の遂行に支障のない範囲内において、採取した臍帯血を研究のために自ら利用し、又は提供できることとされており、これを通じた新たな医療技術等の研究開発の促進が期待される。

六　国際協力の推進

人道的な見地に立ち、国外で造血幹細胞移植を必要とする患者に対して造血幹細胞を提供できる体制及び国外から造血幹細胞の提供を受けることができる体制を整備する必要がある。

国は、臍帯血の品質確保のための基準等の国際的な調和に向けた関係学会等の取組に協力する。

七　見直し

本方針は、造血幹細胞移植を取り巻く状況の変化等に的確に対応する必要があることから、法の施行状況を勘案し、再検討を加え、必要があるときは、これを変更する。

○農林水産省告示第六十三号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十五日付けで北九州市中央卸売市場の取扱品目の変更を認可したため、当該中央卸売市場の開設に係る同法第八条の認可について同法第五十三条第二項の規定に基づき告示した事項に変更があったので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

開設者　北九州市

変更後の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
北九州市中央卸売市場	北九州市小倉北区西港町九十四番地の九	野菜及び果実並びにこれらの加工品

変更前の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
北九州市中央卸売市場	北九州市小倉北区西港町九十四番地の九	野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに、生鮮水産物及びその加工品

変更年月日　平成二十六年一月一日

○農林水産省告示第六十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。ただし、備考の3の別表第3の5のなたね油さいの項の改正規定（鶏用配合飼料に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2　この告示による改正後の飼料の公定規格備考の3の別表第3の5に規定するなたね油さい（鶏用配合飼料に用いられるものに限る。）を原料として前項ただし書に規定する規定の施行の日前に製造され、輸入され又は販売された鶏用配合飼料についての飼料品質表示基準（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百六十号）別表の規定に基づく代謝エネルギーの値の表示については、同備考の3の別表第3の5のなたね油さいの項（鶏用配合飼料に係る部分に限る。）に規定する値を用いて同備考の2の規定により算出した当該飼料の代謝エネルギーの値を同基準別表に規定する配合飼料の代謝エネルギーの値とみなして、同表の規定を適用することができる。

○国土交通省告示第二十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の六の規定を実施するため、開発保全航路において確保すべき水深（平成二十一年国土交通省告示第百二十五号）の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十六年一月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

開発保全航路において確保すべき水深の一部を改正する告示

開発保全航路において確保すべき水深（平成二十一年国土交通省告示第百二十五号）の一部を次のとおり改正する。